

平成25年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

平成25年8月22日

平成25年8月22日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 買受適格証明願について
- 日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第8 報告第2号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
- 日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳

27番	飯	森	茂	28番	高	木	彌
29番	大	堀	潔	30番	高	木	重樹
31番	高	木	哲吉	32番	栗	林	利男
33番	菅	谷	晁	34番	伊	藤	寛
35番	椿	康	弘	36番	本	宮	敏雄
37番	宮	負	厚美	38番	菱	木	重雄
39番	小	倉	新一	40番	多	田	晃一
41番	大	須賀	常政	42番	三	橋	和男
43番	小	林	一男				

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜	澤	清	明	管理班長	篠	塚	和	広
農地班長	高	橋	重	正	副主幹	越	川	泰	克
主査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名全員であります。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、12番 宮崎正子委員、29番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は、親が経営移譲年金を受給するため、使用貸借権設定するものです。

整理番号2番、譲受人は、農業経営規模拡大と安定化を図るため所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は、親が経営移譲年金を受給中のため、使用貸借権の再設定をするものです。

整理番号4番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は、親が経営移譲年金を受給中のため、使用貸借権再設定するものです。

整理番号6番、7番、8番、9番、10番は、関連案件です。

譲受人は、農業生産法人として新規参入のための賃借権設定するものです。

借受面積合計は、25,673 m²です。

整理番号11番、譲受人は、新規就農のため、所有権移転するものです。

所有権移転の面積は、7,892 m²です。

以上の1番から11番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件の農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号により不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第1号の件につきまして、第1班事前審査会の報告を行います。

去る、8月12日、午後1時30分より市役所4階会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は11件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は譲渡人が経営移譲年金を受給するため、後継者の譲受人と農地の使用貸借権設定を行うものでありますので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、3番について、21番 林委員。

21番林委員 現地調査等を行った結果、この申請は譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、後継者の譲受人との使用貸借権の再設定を行うものであり、今後とも良好な維持管理が行われると思いますので、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 2番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の安定化と規模拡大を図るため、自宅から近く通作利便な申請地を譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、4番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 この申請は、お互い親戚関係による贈与であります。

なお、譲受人は小規模農家ですが、水稻を中心に農業経営を行っているとのことであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、5番について、31番 高木委員。

3 1 番高木委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金受給中のため、後継者である譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであり、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、6 番ないし 10 番の 5 件について、36 番 本宮委員。

3 6 番本宮委員 それでは、整理番号 6 番から 10 番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業生産法人として新規参入するため、農地を借り受けるものがあります。

なお、各申請地は元々、〇〇〇〇という農業生産法人が借り受けて耕作をしていたものがありますが、経営責任者が急遽亡くなったため、新たな経営責任者による農業生産法人が承継して耕作するものでありますので、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、11 番について、39 番 小倉委員。

3 9 番小倉委員 この申請は、譲受人が新規に就農するために農地を買い受けるものであります。

譲受人は翻訳業を主としておりましたが、以前より農業に興味をもっており、また、田舎暮らしにも憧れていて、空き家農家住宅を買受けて、もう既に住所も移動してあります。農業を始めるものであります。

なお、譲受人はそれこそ農業経験がないため、地元農家の営農指導を受けるとともに、また地元 J A の指導を受けていることも聞いております。

また併せて、千葉県農業大学校の農業研修所等にも参加するとのこと聞いております。新規就農者として許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、平成16年12月10日付で、千葉県香振指令第107号の11で山砂採取として許可を受けておりますが、事業規模拡大に伴うため一時転用による搬出入路用地であります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。農地法第5条の規定による許可後の計画変更に関わる要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第2号について、第1班の事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は1件でございます。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番、山砂採取計画事業の継続に伴う計画変更であり、農地にも影響が見られないことから実効性等の問題も含め何ら問題がないとの意見でございました。

よって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当である

との結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より、ご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 ○○○○は、平成16年より山砂採取事業を行っておりました。継続に伴う計画変更でありますので、何ら問題はないと思います。

よろしく、お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、貸駐車場用地とのことであります。

申請地の近隣の住人により駐車場用地として借りたいとの要望があったため、貸駐車場用地とするものでございます。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地と判断されます。資金計画・造成計画につい

ても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

以上のことから、1番の申請については農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

よろしく、お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第3号について、第1班の事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件、この案件については、第4条の転用等に伴う実効性等問題はないとの意見でございました。

よって、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より、ご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、30番 高木委員。

30番高木委員 申請地付近にあるマンションの所有者より駐車場として借用したいとの要望があり、貸駐車場用地とするものであります。

雨水は自然浸透で、隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパート暮らしですが子供の成長に伴い手狭となったため、新たに住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で駐車場・資材置場用地とのことであります。

譲受人はスーパーを営んでいますが、現在の敷地が狭くお客様用の駐車場を確保するため、新たに敷設するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で店舗用地とのことであります。

譲受人は、隣接地で〇〇を開業するに伴い、お客様用の駐車場及び〇〇の店舗に転用するものでございます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号4番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、結婚するに先立ち現在の母屋では二世帯が生活を行うのには手狭なため、隣接地へ住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが子供の成長に伴い手狭となったため、住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で、土砂採取用地とのことであります。

譲受人は、隣接地で行っている土砂採取事業地、林地開発許可の規模拡大をするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号7番、転用を伴う賃借権設定で、病院用地とのことであります。

譲受人は、隣接地で病院を営んでいますが、高齢化が進む中で、現在の施設が手狭となったため増築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で宅地拡張用地とのことであります。

譲受人は、現在居住している土地は敷地が狭いため隣接地を譲り受け車庫を建築するものです。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題がないものと考えます。

以上のことから、1番から8番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

2 3番栗田委員 それでは、議案第4号について、第1班事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件でございます。このうち、整理番号2番、6番、7番については、現地調査を行ったところです。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号2番、6番、7番については、第5条に伴う実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 譲受人は、現在市内のアパートで生活をしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、親の土地を借り受け住宅を建築する計画です。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後水路へ放流するという計画です。地区長からの同意もあります。

また、隣接農地所有者は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 譲受人は、スーパーを経営しており現在の駐車場が狭いため、隣接地へ駐車場及び資材置場用地とするものです。

隣接農地はなく、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、14番 埴委員。

1 4番埴委員 まず初めに、整理番号3について、調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、隣接地にて〇〇を開設する予定でありますが、敷地が狭く、駐車場スペースが少

ないため申請地を駐車場用地として活用するものであります。

現在、申請の用途として使用しているため、始末書の添付があります。

隣接農地所有者への説明もなされており、各関係書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に4番、譲受人は将来結婚をするにあたり、実家では二世帯が生活するうえで手狭なため、新たに住宅を建築するものです。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後水路へ放流とのことで、土地改良区からの同意書も添付してあります。

また、隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、17番 向後委員。

17番向後委員 場所については、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かいますと、〇〇〇〇地区に入ります。

入りますと、右側に〇〇がございますが、その右側のちょっと奥まった所でございます。

譲受人は、現在アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するとのことです。

用水は井戸水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流するとのことです。

周辺農地所有者からの承諾もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、30番 高木委員。

30番高木委員 譲受人は、現在隣接地で平成16年より行われている土砂採取事業の拡大にあたり今回の申請に至ったものです。

事業計画、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、7番について、33番 菅谷委員。

3 3 番菅谷委員 譲受人は、病院経営をしております。この病院の名前は〇〇〇〇であります。高齢化が進む中、隣地にある施設では狭いため、新たに増設するものであります。

用水は水道水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、既存施設の排水設備へ接続とのことで問題ありません。

また、隣接農地はなく、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、42番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 場所でございますが、牧野の〇〇〇〇の西側100メートル位入った所の中です。

譲受人は、現在の土地に車庫を建築する予定ですが、敷地が狭いため、本家の前にある畑が本家の畑でございますので、本家より譲り受け車庫を建築する計画です。

隣接農地は、ただいま申し上げましたように本家の畑でございますので問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤

強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。平成 25 年 8 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

説明の前に、整理番号 4 番の案件につきましては、昨日第三者から申し出がございまして、この土地については私が事前を買ってあるというような申し出がありました。それを調査した結果、平成 25 年 6 月 30 日付で、この譲受人とある第三者の契約書が発見され事務局の方で確認しましたので、整理番号 4 番につきましては、取り下げということで指導してまいりますので、4 番は除かれるものということでお願いいたします。

平成 25 年度第 5 次農用地利用集積計画、4 番を除く 1 番から 8 番までの設定であります。賃借権の設定、新規 2 件、3,056 ㎡で、これは田であります。

所有権移転、5 件、11,518 ㎡、このうち田が 8,392 ㎡、畑が 3,126 ㎡であります。

以上 7 件の第 5 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 4 番を除く 7 件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 4 番を除く 7 件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 6 議案第 6 号

議 長 日程第 6 議案第 6 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 6 号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受け

た者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

千葉地方裁判所が行う競売による買受適格証明願です。

整理番号1番、2番、3番は同じ案件番号であります。

競売の方法は期間入札、平成24年(ヌ)第1239号千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は平成25年8月21日から同月28日まで、開札期日は、同年9月4日であります。

整理番号1番、2番、3番は、申請者の農業経営規模拡大による買受適格証明願であり、平成25年9月18日に売却決定を受けたとき、農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第6号、これにつきまして、第1班事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

買受適格証明願の案件は3件でございます。それぞれの案件については写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、調査結果をご報告いたします。

これは、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり何ら問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より、ご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 申請人は、高齢であります夫婦2人で営農をしているとのことであり、距離

も通作可能範囲でありますので、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、20番 佐藤委員。

20番佐藤委員 申請人は、水稻生産農家でありまして、申請地は〇〇〇〇、また〇〇〇〇の近辺にあります。

自動車で自宅から5分ほどの距離ということで、したがいまして、通作も容易でありますので、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、21番 林委員。

21番林委員 現地調査等を行った結果、申請人は地元の有志農家により設立された〇〇〇〇であります。4年以上前から耕作放棄地を解消した水田で、ホールクropp用稲を生産しております。

なお、申請地は〇〇〇〇が今現在借りています土地から近く、一体的な耕作が可能であるため、最高価買受申出人となった場合、落札した場合には今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当との判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1件であります。

報告第2号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年8月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件であります。

以上でございます。よろしく、お願いいたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対

しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分